

令和4年度当初予算における引上げ分の地方消費税収の市町村交付金(社会保障財源化分)が  
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 163,600 千円  
 ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,261,192 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					備考	
		特定財源			一般財源			
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方 消費税(社会保 障財源化分の市 町村交付金)	その他		
社会福祉	社会福祉総務費	93,418	4,431	1,500		10,695	76,792	
	障害者福祉費	619,657	413,233	1,500		25,051	179,873	
	福祉医療給付費	157,296	70,421		7,600	9,691	69,584	
	老人福祉費	102,168	50	1,500	14,400	10,540	75,678	
	児童福祉総務費	219,177	125,035		1,010	11,385	81,747	
	児童措置費	134,195	113,569			2,521	18,105	
	児童館費	662			436	28	198	
	保育園費	1,973			66	233	1,674	
社会保険	国民健康保険費	150,270	74,752			9,232	66,286	
	介護保険費	433,410	32,062			49,062	352,286	
	後期高齢者医療費	344,916	60,891			34,721	249,304	
保健衛生	予防費	363	133			28	202	
	子育て世代包括支援費	3,687	309			413	2,965	
合計		2,261,192	894,886	4,500	23,512	163,600	1,174,694	

・引上げ分の消費税収(市町村交付金を含む)は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされている。

※「**社会保障4経費**」とは、制度として確立された「年金」「医療」及び「介護」の社会保障給付、並びに「少子化に対処するための施策に要する経費」をいう。

※「**社会保障施策**」とは、・社会福祉・社会保険・保健衛生のいずれかに関する経費をいう。